

## 決算審査特別委員会 第2号

令和6年9月12日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 認定第 1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

### ○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	工	藤	澄	男	君		
2番	寶	福	勝	哉	君	3番	中	村	光	広	君
4番	高	野	俊	和	君	5番	真	貝	政	昭	君
6番	梅	野	史	朗	君	7番	堀	澤	理	恵	君
8番	山	口	明	生	君	9番	佐	藤	未知	時	君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副町	長	奥	山		均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	本	間	克	昭	君				
産	業	課	観	光	室	長	岩	戸	真	二	君	
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	小	原	和	之	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
幼	児	セ	ン	タ	ー	所	長	三	浦	卓	也	君
総	務	係	長	松	浦	亮	介	君				
財	政	係	長	湯	浅		学	君				

### ○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
---	---	---	---	---	---	---	---

議事係長兼総務係長

瀬野尾 裕 人 君

開議 午前 9時52分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（山口明生君） ただいま事務局長の報告のとおり、10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号

○委員長（山口明生君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

1款議会費、42ページ、43ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 47ページになります。議会費か。

○委員長（山口明生君） 42ページ、43ページです、よろしいですか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に、2款総務費、42ページ、43ページから61ページまで質疑を許します。

○4番（高野俊和君） 45ページの包括業務委託料についてちょっとお伺いします。確か3年契約だと思いましたがけれども、これで見ますと、昨年是不要額が180万程度で前年度が300万円以上ありましたので半分位に減っておりますけれども、この位の不要額ということは令和5年度の契約した事業内容は、ほぼほぼ終了したという考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 高野委員のご質問にお答えします。

契約内容は、ほぼほぼ終了しております。若干補足しますと、令和5年度につきましては途中で会計年度であった運転手さんが退職しましたので、包括業務の方に運転手の業務も委託してそれもほぼほぼ終了してございます。

○4番（高野俊和君） その年契約したことで残った事業に関しては、契約期間であればそのまま次の年に移行するものなのか、それとも、また毎年新しく契約というのはその契約内であっても、

また町側と話し合うものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○総務課長（細川正善君） この包括業務につきましては、委員もご承知のとおり三年契約で事前にその業務内容をお示ししております。年度ごとに、年度の途中であっても必要な業務が出た場合は、相手方と話し合いをして契約変更して業務遂行するようにしております。その場合、当初契約した金額の範囲内でできるだとかできないだとかということを話し合いで決めて、できない場合は皆さんに補正予算を提案させていただいたりしてございます。

○5番（真貝政昭君） 45ページです。高野委員も質問した包括業務委託料なのですけれども、照らし合わせに伺いますけれども資料のどこを見たらいいか示してください。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員のご質問にお答えします。

資料のどこを見たらよろしいのかというご質問だったと思いますので、決算の説明資料、薄い方の58ページ見てください。58ページの表の一番上に包括業務委託事業と書かれているところが該当いたします。

○5番（真貝政昭君） 先程の質問に対する説明で、運転手さんが途中で辞められたということ不要額出ていますけれども、その代替といいますか代わりの方が就任されているようなのですが、包括業務委託で動いているのか、それとも会計年度任用職員で動いているのかどちらでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 運転手さんは包括業務委託で共立ソリューションズの職員として勤務してもらっています。古平町としては、その共立に対して公用車の運転業務を委託した包括業務の中の一つだということをお願いしたところでございます。

○5番（真貝政昭君） そうしたら不要額というのは、本来担当していた方が途中で辞められて共立メンテナンスに委託しているという関係だけでも、満度に予算を実行することができなかったということだけで認識しておけばよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

包括業務委託に対しては、不要額は出ていないというふうに認識しております。決算書上、不要額が出ているふうになっておりますが、それは他の科目と合わせての不要額でございます。

○5番（真貝政昭君） 十把一絡げに出す習慣になってはいますけれども、できれば分かりやすくなるような工夫が必要かなというふうに思っています。

次に、質問します。47ページになります。一番下の方の中心拠点再生地区整備工事請負費になります。資料の84ページから86ページに載っていますけれども、その関係の工事が実施されて財源の内訳なども詳しく説明されています。お伺いしたいのは、道の駅の駐車場が昨年から多分今年にかけて開発局で工事がされ継続中になると思いますけれども、開発局が駐車場の整備工事を行うにあたって、この土地なのですけれども町有地だったのを国に売却して、そして開発局が舗装工事をやったと。そういう認識でまずよろしいかどうか伺いたい。

○企画課長（人見完至君） 真貝議員のご質問にお答えいたします。

質問であったとおり、底地については令和4年度開発局の方に売却をしております。その後、令和5年から6年にかけて舗装工事を行うという流れになっております。

○5番（真貝政昭君） 町長が変わって、前任者の時にこの道の駅構想の事業が動いて全体的な構想が動かすことが出来なかった経緯があります。それで、開発局が令和4年に町から土地を買収求めてということなのではございますけれども、実際の国側の事業というのは令和3年度に既に動いていたということで変更不可能ということだったのか、そこら辺どうだったのかなということを確認したいです。

○企画課長（人見完至君） 令和3年度からというお話ですけれども、ちょっと年度ははっきり今分からない部分あるのですけれども、道の駅については、開発局と一体型ということで進めておりまして、令和3年度は実質町の方は旧庁舎の解体をしております。その前に解体するにあたっては、当然その後底地については開発局が整備していくという流れは決めて進めてはありました。

○5番（真貝政昭君） 概略でもいいのですけれども、開発の方で既に構想が決まって動いていたというのは、令和3年度と言わず道の駅構想が町側で動いた時点で始まったというふうに理解してよろしいのですか。

○企画課長（人見完至君） 先程もご回答させていただいたのですけれども、何年度というところでその話が決まったというのは今ちょっと記憶にないのですけれども、道の駅をやるにあたって一体型で開発局と一緒にやっていくというのは、令和3年に壊す前には決まっていたものでございます。

○5番（真貝政昭君） それと、道の駅という事業を進めるにあたりまして、各町村の事例を経験的に聞き及んで理解しているのは国が手助けするのは駐車場だけという認識でいたのです。それで、基本的に町有地であろうと一般民地であろうと、このような形で開発局が駐車場を整備する場合は、売却、国が所有をして初めて動くという形が道の駅の流れというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 道の駅整備に関しては様々なパターンがありまして、当町のように一体型ということで駐車場部分は開発局が施工してやるというパターンもありますし、町が全てやるというパターンもございます。当町の道の駅に関しては、開発局と一体型ということで進めておりまして、その場合については、開発局が施工するにあたっては自分の所有地でなければ施工はできませんので、売却してという流れで所有した上で施工していく流れとなっております。

○5番（真貝政昭君） 49ページになります。上段の方の工事請負費で、旧消防庁舎解体工事請負費が説明資料では87ページに載っています。令和5年に解体工事が終わって更地になっていて、それで町有地に浜町の駐在所がここに移転するという説明がされていました。道庁の方との関係になりますけれども、どのような状況になって、もう具体的に工事予定だとかこちらの方に示されているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

一応余市警察署の方とお話をしまして、移転をする候補地としてその旧消防庁舎の町有地を提供するということになってございます。今、道警の方で予算獲得に動いている状況でございます。当初、我々とお話した時よりも予定が一年程遅れてはきておりますが、予算獲得に向けて今動いているという状況でございます。

○5番（真貝政昭君） 先々のことになりませうけれども、そうなりますと現在の駐在所が解体されて更地になりませうよね。跡地は町有地ということで、町側の構想としてはその解体後の利用の方針というのは立てているのですか。

○総務課長（細川正善君） 移転する年度がまだはっきりと決まっておきませうので、町としてもまたその跡地をどうするかという話にまでは進んでございませう。

○委員長（山口明生君） よろしいですか。ほかに質疑ございませうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（山口明生君） 真貝委員、質問があるのであれば手を挙げてございませう。

○5番（真貝政昭君） 51ページ上段の方です。古平町地域公共交通活性化協議会補助金、タクシー事業者運行支援補助金などと書かれてございませう。資料の方では34ページになります。よろしいですか。タクシーの方は別にして、令和5年からコミュニティバスの利用時間帯を変更して、デマンド交通というふうに変えて実行に移された一年の結果が示されてございませう。当時のデマンドバスを実施するにあたって、コミュニティバスにかかる費用が約1,500万で、この500万を節約するためにそういう目的もあつてデマンドバスという構想が動いたという説明がされてございませう。それで、まずお聞きませうけれども、金額的な目標が達成されたのかどうかというのが関心ありますので説明をしてございませう。

○企画課長（人見完至君） 地域公共交通の関係についてお答えいたしませう。

経済的なとか事業費の圧縮というところを目指してというご質問がありましたけれども、ここを中心として考えているわけではなくて、これを始めるにあたって、利用者のご意見等を聞いてどういった形がいいのかという話をまとめてございませう。それを令和4年12月と令和5年1月に実証実験を行つて、その調査をして利用した方の意見等を踏まえまして、今のような形でコミュニティバスと乗合タクシーという予約型の運行というスタイルを進めてございませう。事業費に関しては、この後まだ入つてきてございませうけれども国庫補助が対象となりますので、そういう財源の優位性はありますけれども、事業費自体の全体を抑えるという目的で始めたものではございませう。

○5番（真貝政昭君） コミュニティバスだとかデマンドバスのあり方については、つばめハイヤーとの関係もありまして、町長答弁でもう一度構想見直してみる必要があるかもしれないという議会答弁でしたのでお聞きしてございませうけれども、コミュニティバスの利用状況なのではございませうけれども大体、例年1万5,000人弱の利用が1割以上減となつてございませう。この数字ですと、令和4年度1万5,000人弱だったのが2,500人強減つてございませう。1割を超える利用客が減つてると。それが、実際にデマンドバスの方に行つてるといふとそうはなつていないと。確かに、利用者実数は975人とそれなりの目的を達成するために利用者があるということは分かるのではございませうけれども、果たしてこの975人掛けるいくらかということから言うとも、ある程度目標としていた経費節約に繋がつてるといふのもありますけれども、実際町民側にとっての不便さ、2,550人減つたといふ不便といふふうにと考えるとどうなのかと。デマンドバスをやることによつて成功に繋がつたのかどうかといふのがちょっと疑問に思つてございませう。町民からの苦情も聞いているのではございませうけれども、確かに全体的にこのデマンドバスを利用する時間帯が全体の中で利用者が少ないといふのはそちらの方で判断した

かもしれませんが、利用する側としてはやはり怒っている人も結構いたのです。買い物にしても病院に行くにしてもちょっと不便になったという声がありましたのでね。やはりそこら辺は令和6年度でもう動いていますけれども、町内の交通体系を構築するという町長の答弁からすると、そこら辺をきちんと把握して臨んでほしいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○企画課長（人見完至君） ご質問にお答えいたします。

当初始めた時に、利用者の声を聞いて実証実験を行って今この形を良かれと思って進めております。その後に様々な声頂いているのも聞いております。例えば、乗合に関しては先日ようやくというのが今の形になっておりますけれども、乗り降りする場所が限定されているとか色々な声はいただいております。先程のタクシーも含めて、そこら辺については今後検討してより良い形というのを検討していきたいなというふうに考えております。

○7番（堀澤理恵君） 49ページの企画費のところなのですが、よろしいでしょうか。右側のページの特定空家等緊急安全措置作業手数料、あとその下に空き家対策支援業務委託料とありますけれども、私の明日の一般質問にも少し絡むのですけれども、特定空家等緊急安全措置作業手数料16万5,000円、その下の11万5,500円なのですが、聞き逃していたら申し訳ございませんけれども説明資料の方でちょっと探せなかったもので、これは何件分の手数料になるのかということと、あと場所をもし教えていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 堀澤委員のご質問にお答えいたします。

特定空家等緊急安全措置作業手数料、16万5,000円です。こちらについては所有者不明なのですが、近隣に雪の問題が影響を与えている空き家がございます。その3件につきまして町の方で委託をして雪下ろしをした経費になります。場所は、新地の角にある旧能登屋旅館、それと浜町に、ちょっと場所は詳しく説明しづらいのですけれども2件程ございます。そのものになってございます。それと空き家対策支援業務委託料、11万5,500円。こちらにつきましては、行政書士の方に委託をしております、令和5年から空き家の相談ということでワンストップ制度というものを立ち上げて進めております。それに関して、相談あったことに1件当たり1万6,500円お支払いしております、計算的にはワンストップ以外にも色々ありまして全て合わせて7件業務として行っております、1万6,500円掛ける7で、11万5,500円という決算の内容になっております。

○7番（堀澤理恵君） 今の説明ですと、行政書士さんに7件ということなのですが、それ以外に、その以前に何か説明とか相談とかというのではなかったのでしょうか。ホームページに3件載っていて今1件は販売されたと思うのですけれども、そちらの方も含めてということでしょうか。

○企画課長（人見完至君） ホームページに載せている空き家バンクになりますけれども、空き家バンクにつきましては令和5年に限らず以前からやっております、売却済の案件につきましては、確か令和4年度に売却されたのかなというふうに記憶しておりますけれども、この空き家バンクに関しては、必ずこのワンストップの委託している行政書士さんがやらないといけないわけではなくて、町に直接来るパターンもあります。その場合は、町職員が同じく調査をして載せるということもしておりますので、全てこの委託に絡んでいるという訳ではありません。

○7番（堀澤理恵君） 今、ゼロ円物件とか消費者さんが直接申し込んだりできる物件もあるのですけれども、そういうものも町の方は把握されているのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） そのような制度というかサービスが様々やられているというのは知っておりまして、何件か見たことはあります。実際、古平においても売買が成立しているという案件も見ましたという認識でございます。

○6番（梅野史朗君） 47ページになります。中心拠点再生地区整備工事請負費でございます。道の駅整備費だとは思いますが。外観が「たらこミュージアム」というものを想像させられないという声が、私町民とお話している時に結構聞いております。まるでコンビニみたいだなというようなことを聞いております。これから多少でも変化なりがあって、それっぽく見えたりするのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 道の駅の外観についてのご質問だったと思います。

外観については今施工済でございますので、これから変更等を行う予定はございません。

○6番（梅野史朗君） それでは、例えば駐車場の入口にたらこのオブジェっぽいのができて、「あー、ここたらこミュージアムだな」というふうに観光客が分かったりするよなというのは、どうでしょうか。

○企画課長（人見完至君） たらこミュージアムというところで決まって、まだ外観でもサインは出ておりませんが、入口の前に道の駅整備検討委員会でデザインした、たらこミュージアムが分かるサインというのを付ける予定をしております。それが付くということと、それ以外のどうミュージアムということ認識させるかについては、指定管理候補者の方で様々検討していくということになると考えております。

○6番（梅野史朗君） これから指定管理者の方で検討ということであれば、町の方からもちょっと強くプッシュしていただければ、折角来る観光客の方にすぐ分かるようにしていただければ道の駅に対する入込も違ってくると思いますので、よろしく願いいたします。

○3番（中村光広君） 1点お願いします。49ページ、16節公有財産購入費として282万円計上されておりますが、これの場所と件数を教えてください。

○総務課長（細川正善君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

件数としては1件です。場所としましては、このかなえーるの裏側の正隆寺との間の坂を下っていく途中の旧坂下さんの建物と土地を合わせて282万です。公用車の駐車場と物品庫として購入いたしました。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に3款民生費、60ページ、61ページから75ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） まず初めに61ページですけれども、ここに地域福祉センターの指定管理料が載っていますけれども、この地域福祉センターの指定管理料というのは毎年協議して金額というのは変わるものでしたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 高野委員の質問に回答します。



指定管理は三年間ですけれども、毎年燃料費だとか高騰する部分もありますので前年度に金額を決めて予算計上しております。

○4番（高野俊和君） 不要額というか、そういうのが出た場合には町に返すという性質のものだったか。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○4番（高野俊和君） 次に、63ページなのですけれども老人福祉費、昨年ちょっと質問したのですけれども高齢者の温泉の優待券の話なのですけれども、優待券を発行した割にはなかなか利用してくれないというのが現状だというふうに思いますけれども、昨年と比べましたら更に今年も13万8,000円程、人数にしますと大体277人程減っております。少し人口も減っているのかなと思いますけれども、これは折角優待券が無駄になって少し残念だなというふうに思いますけれども、この優待券というのはほほえみくらすやショートステイに入所している人にも発行しているものなのでしょうか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 高野委員の質問にお答えいたします。

申請があれば配付することにしております。

○4番（高野俊和君） この料金というのは、優待券を発行した分全部支払うものなのか、それとも利用された分だけを精査して支払うものなのか。また、その一定の利用がいかなかった場合、このままいきますとどんどん減るような気がしますけれども、そのような時には町として指定管理者に対して補償するという契約になっているのでしょうか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 温泉の利用券については、使った分だけ町から支出するという事で補填とかはしていません。

○4番（高野俊和君） 次行きます。65ページの南寿会の運営助成金なのですけれども、昨年度と比べますと半分以下に減っておりますけれども、この南寿会は現在その活動はしているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実績が大きく減ったのは、コロナ禍で活動自粛した分と会員さんが令和4年度は42名だったのですけれども令和5年度は39名ということでした。それで、経費はかからないのですけれども、月1回百歳体操ということで集まる場所と閉じこもり予防ということで南寿会独自で活動は行っております。

○4番（高野俊和君） 南寿会は、入る条件として年齢だとかとか制限などがあるものなのか、それで前の会長さんが多分亡くなったと思うのですけれども、入会するのに資格とかそういうようなものはありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 高齢者の定義が65歳以上ということでありましてけれども、南寿会は60歳以上の方が加入していると聞いております。

○4番（高野俊和君） この南寿会は、私も今年敬老会出ましたけれども、以前はその敬老会などでも大変活動をして古平の町民に愛された会だというふうに思っております。活動が少なくなっているようですので、何とか町も少しテコ入れをしてもらって南寿会の皆さんにも頑張ってもらうことが、古平町の老人の皆さんの健康にも繋がると思いますので、ぜひ町にも後押しをもら

えたらなというふうに思っております。これはいいです。

次71ページまでですよね。65ページの介護保険料なのですからけれども、ここ二、三年と比べてずば抜けて少ないのですけれども、これ何か理由あるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 答弁調整をお願いします。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護認定訪問調査の業務委託料なのですからけれども、町外、例えば札幌だとか苫小牧とか釧路とかに調査対象がいる場合があるのです。そういう時に、町の職員が直接出向かないでそこにあります町村だとか社会福祉協議会の方に頼む経費ですので、毎年対象者の人数によって状況は変わります。なるべく町の方としては、公正に認定をつけるために職員の方が出向いて調査を行っていますので、この委託料については例年この位でとどまっているかと思いません。

○4番（高野俊和君） 古平の調査員ばかりではなくて地方の調査員等とかにも入って指導してもらっているという考え方ですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○4番（高野俊和君） 児童福祉費の12節に委託料がありますけれども、子どものための教育・保育委託料というのをちょっと説明お願いいたします。

○幼児センター所長（三浦卓也君） 高野委員のご質問にお答えします。

この子どものための教育・保育委託料につきましては、後志19町村で協定を結んでいるものでございまして、例えば、古平に在住している方が古平町以外の保育園・保育所、いわゆる幼児教育施設に町村を超えて入所する、あるいは余所に居住している方が古平町の幼児センターの方に入所するというようなことで、そこについていわゆる委託料が発生するというものになっているものでございます。

○4番（高野俊和君） 予算額が数倍増えておりますけれども、令和5年度はそれだけそういう人数が多かったという理解でいいのでしょうか。

○幼児センター所長（三浦卓也君） 途中で変わるというものもございまして、あくまでも前年度で見込みを持って予算化するのですが、実際に4月に入って人数が変わることがございますので、そもそものいわゆる委託料の額も大きなものがあるものですから、予算と決算がかなりずれるということは起きることになっております。

○4番（高野俊和君） 状況は変わるので分かりますけれども、予算はある程度多めに見積もっておいてその時の状況によって決算額が低くなったという単純な考え方でよろしいですか。

○幼児センター所長（三浦卓也君） 前年度に予算化する段階で次年度見込まれる人数であくまで

も予算化するものですので、多めに見込んでということはなかなかちょっと難しいかと思うのですが、以上です。

○6番（梅野史朗君） 65ページです。中段やや上、敬老会記念品代というのがございます。記念品の決め方ですが、今年の敬老会の記念品それと去年の敬老会の記念品がちょっとその毛色が違ったように思います。決め方としての考え方どのような考え方でいるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 梅野委員の質問にお答えします。

決め方というのは特にはないのですが、考え方としては、高齢者の方が喜んでいただけるものということで職員なり皆さんの意見を聞きながら検討するのですが、昨年につきましては暑い日が続いて料理が作るのが大変だということが想定されましたので、管理栄養士の方が手間をかけなくても栄養が補給できるものというところで選定しまして、管理栄養士が推奨する簡単料理の健康素材ということでパック詰めさせていただきました。今年につきましては災害がありますので、今回透明なボトルで水に浮くものなのですが、そこで災害のときに使えるティッシュとか懐中電灯だとかという六点セットを詰めて、それは水を入れてペットボトルにもなるという想定だったので、それプラスちょっと美味しいものでもくつろいでもらおうということで、今回はバームクーヘンのセットということで決めていますので、その時の天候だったり社会情勢に合ったもので高齢者が喜んでもらえるものということで特に決め方というところは決まっております。

○6番（梅野史朗君） 状況を考えて色々決めていただけているということです。町民が喜ぶものを選んでいただくよう努力していただきまして大変ありがたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、69ページになります。福祉灯油の件ですが、非課税と生活保護者が対象であったと思いましたがそれで間違いなく確認させてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 福祉灯油の質問にお答えいたします。

福祉灯油の対象につきましては、非課税と生活保護ではなくて65歳以上の高齢者が対象になっております。

○6番（梅野史朗君） すみません、勘違いしていたようです。あくまで年齢だけでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 65歳以上の高齢者に加えて、ひとり親も課税されていない世帯は対象にしております。

○6番（梅野史朗君） そうしたら、課税されてない方ということなので均等割の方は入っていないということになると思います。本当はその辺の方々が非常に大変な思いをしているというふうに思いますので、何とか対象になるようなことはないでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 毎年事業を始める際に内部でも検討いたします。均等割入れるかどうかというところはちょっと悩むところではありまして、今後、令和6年度これからはなりますけれども、一応予算としては今までどおりの考え方でいきますので均等割入れない形で考えていますけれども、今後ちょっと検討はしていきたいなと思っています。

○7番（堀澤理恵君） 65ページの、先程梅野議員がおっしゃった敬老会のところなのですが

も、今年いらっしゃった方にお聞きしたら、お赤飯と大福がもらえるというお話をされていて来た人だけもらえるのだよという話だったのですけれども、昨年もそうだったのでしょか。

○保健福祉課長（和泉康子君） コロナの感染拡大防止ということで昨年までは喜寿・米寿の方のみお呼びしていました。それで記念品と赤飯と饅頭はお渡ししてまして、今年から77歳以上の700名程度の方にご案内しまして、そちらの全ての方に赤飯・饅頭はお渡ししております。

○7番（堀澤理恵君） ということは、いらっしゃらないとそれはいただけないということですよ。引き続いてよろしいですか。73ページは入らないですか。

（「大丈夫」と呼ぶ者あり）

○7番（堀澤理恵君） 71ページと73ページの幼児センターのピアノ調律費と子育て支援センターのピアノ調律費なのですけれども、これすごく少ない金額なので多分1回だと思ってしまうのですけれども、そういうことなのしょうか。

○幼児センター所長（三浦卓也君） 堀澤委員のご質問にお答えします。

年1回ずつということになってございます。

○7番（堀澤理恵君） 以前にちょっとお聞きしたいのですが、ピアノの調律は幼児センターと支援センターとかなえーると同じ時期にというお話をちょっと伺ったことがあるのですが、かなえーるのピアノを合唱とかでも使っているのですがすごく音のバランスが悪くて、せめて幼児センターも含めて年2回にというふうにしてもらえないかなというふうに思っているのですが、そういう要望とかは出してはいらっしゃらないのかしらと思ってお聞きします。

○総務課長（細川正善君） 堀澤委員のご質問というか要望にお答えいたします。

調律するにあたって、私達の方で話し合いをして年1回でよろしいのではないかとということやっております。年2回ということですが、必要性については今のところ町民の方からも今初めて私達聞いたもので、今後の検討課題にしていくということでご理解ください。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。年2回と申しましたのは、せめて年2回というふうに思っております。普通の自宅とかですと1か月に1回とか2か月に1回は調律に来てもらったりとかするご家庭もあるのです。私の家もそうだったのでその辺も含めてちょっと考えていただければと思います。

○5番（真貝政昭君） 61ページです。社会福祉総務費の繰出金で、未就学児童均等割保険料繰出金が8万1,147円とあります。この制度は近年まだ十分に年数が経っていませんけれども、令和5年度で対象人数が何名なのかということと、それから説明資料にこの部分を見出すことができなかったので、資料にあるとすれば何ページなのか伺いたい。

○町民課長（五十嵐満美君） 未就学児童均等割保険料繰出金ですが、対象児童は令和5年度11名でした。資料については、説明資料137ページに他会計からの繰入金調書に内容については載せてございます。

○5番（真貝政昭君） ちなみに、未就学児童なので令和5年度におけるゼロ歳児から就学前の児童数というのは、数字としては押さえていますか。この11名が全体数の何割になるかというのを認識しておきたいので伺っているのですが。

○町民課長（五十嵐満美君） 今手持ちの資料では人数押さえておりません。

○5番（真貝政昭君） そうしたら、その下の地域福祉センター費でエアコン設置工事費が出ています。エアコン設置されている地域福祉センターの中では、デイサービスの部分が令和5年度にこのように工事されて令和6年度で事務室に設置というふうに認識しております。地域福祉センターではこの2箇所というふうに理解してよろしいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 真貝委員の言うとおりでございます。令和5年度のエアコン設置につきましては、説明資料90ページに載せていますので後程ご覧ください。

○5番（真貝政昭君） そういうことでよかったということですね。分かりました。

それで、次です。63ページになります。生活支援ハウス運営費のところですけども委託料で出ています。生活支援ハウスの部分は入居部分なので伺いますけれども、ここの箇所のエアコン設置というのは、食堂の天井部分に設置されているエアコン1箇所というふうに理解してよろしいですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 生活支援ハウスにつきましては、エアコンは援助員室の宿直室のみでございます。この度、令和6年度でショートステイの2室にはエアコンを設置しておりますが、令和5年度でエアコンが支援ハウスについているのは当直室のみでございます。

○5番（真貝政昭君） 皆さんで食事をとる食堂の上にはなかったですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 空調システムはありますがエアコンはついてございません。

○5番（真貝政昭君） エリアの部分で伺いますけど、保健福祉課が続きでありますよね。その前のロビー部分というのは開放された廊下で居室が続いていますよね。あそこのロビーについてはエアコン設置というのはないですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 廊下にエアコンの設置はございません。

○5番（真貝政昭君） それでは、保健福祉課の事務部分のところにはエアコンは設置されていませんか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 事務所にはございませんが、隣の伝送システムを置いている機械の部屋にはエアコンがついております。

○5番（真貝政昭君） それでは伺います、生活支援ハウスの入居状況が資料の37ページに出ています。令和6年3月31日現在で12名ということなのですが、生活支援ハウスの待機者というのは把握できているのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 毎回応募すると五、六名来まして、待機者として順番をつづりますと、例えば、半年後一年後に空きが出た時に皆さん状況が変わっていますので待機順番ということではなくて、毎回募集させていただいてその中から家の環境だとか身体状況諸々で点数をつけさせていただいて順位を決めております。

○5番（真貝政昭君） 同じく63ページの下になります。高齢者複合施設の住宅部門と避難所用として体育館を指定管理者にお願いして管理してもらっています。それで施設におけるエアコンの設置状況というのは、一階部分の案内係のロビーの部分ですね。それから二階部分についてはリハビリ部門の空間にあると。この2箇所だけというふうに理解しているのですけれども、食堂部分には

なかったのかというのも含めて説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 食堂というのは入ってすぐ左の波座のことでしょうか。今ほほえみくらす全体でついているのは、入って左の食堂の波座と、エレベーター前のホール、それと二階のセルフケアの広場の中にあるのみでございます。

○5番（真貝政昭君） 居室に高齢者がいる施設なので居室にエアコン設置というのは私の基本的な考え方です。その考えが町側としては持たないで入居者の判断で設置は可能だという議会での答弁があったのですけれども、現在三階の居住部分と二階の居住部分の廊下部分では、大型の扇風機と小型の扇風機を数台設置して風通しをよくするような対応策をとっていますけれども、今回熱中症対策で期間、時間とか説明されていますけれども、熱風をいくら扇風機で扇いても逆効果で困難が生じているというふうに認識しています。

それで、小中学校の体育館にスポットクーラーを設置しました。それと大型の扇風機で冷気を循環させて対応しているようです。ですから、スポットクーラー1台を廊下に設置して扇風機で攪拌させるという手もあるのかなと思ひまして。何分高齢者が入居している施設なので熱中症対策は万全にやった方がいいと思います。指定管理者の責任に負わせないで、やっぱり町が責任を持って入居者の熱中症対策に当たるというのが順当ではないかと思ひますけれども、夏季であれば小中学校の休暇に入りますのでスポットクーラーを移動させて対応するというのも可能だと思ひますので、そこら辺を教育委員会と連携をとって当面は対応できるのではないかと思ひますので、そういう工夫はできますでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） スポットクーラー、小中学校の夏休み使っていないので借りてきて対応したらどうかということかと思ひますが、まず、スポットクーラーの温度の下がり具合だとかほほえみくらすの廊下幅は校舎だったので広くて長いのです。それで、あれを何台置くか。それと規模がありまして、元気プラザでも今回4台購入したのですけれどもどの規模を使って扇風機で冷風を回すかという効果が今分からない状態です。

それで、もしやるとすれば今指定管理の努力の方で扇風機だとか温度管理しながら入居者にこういう声かけして廊下に出てきて涼んでもらうとかという対応していただいていますので、もし今後この暑さが続くようであれば、廊下前を涼み処にするのか、それとも今の食堂は開放していませんのでそういうところを時間を決めて集合していただくとか、その辺は今後指定管理者と協議しながらよりよい方向に進めればなと思ひしております。

○5番（真貝政昭君） 地方自治の基本は住民の命を守るということなので、こういう昨今の異常な気象に対応するために一刻も早くエアコン設置というのを考えていただきたいなと思ひ次第です。それと、ほほえみくらすですけれども、先程支援ハウスのところでも聞きましたけれども待機者が何名くらいいらっしゃるのか把握しているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 前回3月に募集した時に7名来まして1名入居しましたので、希望されている方は6名いらっしゃると思ひます。その他にも、退院するために元気プラザに入りたいのですが、という問い合わせが3件ほど来ていますので、希望されている方は9名程度ということで押さえております。

- 5番（真貝政昭君） 需要が高まっているという認識をいたしました。
- 委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

- 委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
- 5番（真貝政昭君） 75ページにあります。国民年金の部分です。古平町の窓口は、この国民年金については完全に年金機構に仕事がいって町の方は関係なくなっているのですか。
- 町民課長（五十嵐満美君） 国民年金につきましては、国民年金機構の方で事務を行っておりますけれども、窓口でも異動の事務であったりとか受給の事務であったりとかお手伝いしたりすることもあります。
- 5番（真貝政昭君） 年金保険料は各種ありますけれども、20歳以上の方が対象で、できれば町民で成人された方の人数と、それから国民年金に加入している方の人数ができれば知りたいというのがあるのです。問題になっているのは国民年金保険料を支払う必要がある加入者です。加入者のうち、滞納状況、収納状況がどういうふうになっているかというのが知りたいのです。以前ですと、8割だったのが7割、そして6割と年数経過するごとに滞納者が増えているというのは深刻な問題として出ていますのでそこら辺を今後把握していただきたいなと思うのですけれども、日常的に決算ごとでもいいのですけれども把握できるような状況にしてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 町民課長（五十嵐満美君） 国民年金、国の事務となっております。保険料の徴収も国の方になりますので、市町村の方では滞納がいくらあるのかとか全く押さえておりません。ただ、加入の状況については月一で報告がきますので、加入者は現在のところ四百二、三十名と押さえております。
- 3番（中村光広君） 63ページ、老人福祉費の一番下、高齢者緊急通報業務委託料257万5,980円、この委託料というのは1名あたりいくらとか決まっているのか、あるいはこの金額で何名までとかそういうふうには決まっているのでしょうか。
- 保健福祉課長（和泉康子君） 中村委員の質問にお答えします。  
金額につきましては、1軒の家にガスセンサーとか3種類ついてはいますが、これ1セットで約5,000円弱です。ですので、毎月1軒につき5,000円弱の設置している数の支払ということになります。
- 3番（中村光広君） そうしましたら、今現在この257万5,980円というのは、今現在何名、何軒のお宅が設置されているのか、あと設置について条件とかありましたらお知らせください。
- 保健福祉課長（和泉康子君） まず、設置軒数ですけれども、令和5年度につきましては一番多い月で44軒、3月末では37軒となっております。この設置の対象者ですけれども、一人高齢者暮らしで不安の方、何かあった時にボタンを押したら相談や駆けつけてくれるという一人暮らし高齢者独居ですね。そこに18歳未満はいいのですけれども成人の方がいると対象外となります。トータル

すると、在宅での生活に不安のある高齢者のみの世帯の方ということで押さえていただければと思います。

○3番（中村光広君） そうしましたら、年齢とかはあまり関係なくて一人暮らしで不安のある方が主だということになります。どのように決定されているかというのは、近所にお住まいの方ですとかあるいは民生委員の方ですとかそういう方たちの意見とかを聞いてされているのか、あるいは一人暮らしされるにあたってご家族の方が付けてくださいというような申し出があった場合に付けたか、付ける設置基準というのは決まっているのか。主に一人暮らしされる時にご家族の方が申し出があった場合を聞きたいのですが。

○保健福祉課長（和泉康子君） 大きな基準としましては、一人暮らし高齢者世帯で不安のある方というくりなのですけれども、対象になるかどうかということであれば、担当の方で訪問しまして、既往歴、おうちの状況だとかを確認しまして必要かどうかを決定します。それで申込の方ですけれども、ケアマネージャーや民生委員の方又は退院するにあたって一人暮らしはちょっと不安なのでということで家族からの申し出ということで新規利用が増える状況になっております。最近では、民生委員の方からかなり情報をいただいて設置に該当するかどうかということで対応させていただいております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に4款衛生費、74ページ、75ページから81ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 初めに、77ページです。蜂駆除の委託料ありますけれども、ここに2万2,000円程掲載されておりますけれどもこれは対象になったのは空き家ですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 蜂駆除委託料ですが、令和5年度1件ありまして、1件こちら空き家でした。

○4番（高野俊和君） この蜂駆除は、多分一般の町民の人はなかなか理解をしていないのだと思います。昨年もかなりの件数、この蜂駆除を町でできないのかとか町内会でできないかという連絡がありましたし、決算でちょっとなじまないのですけれども、今年にいたってはごみステーションに2回程蜂の巣ができたのを何とかしてくれというような連絡もありました。基本的には、この蜂に関しては個人で駆除するものなのですけれども、ごみステーションはまたちょっと状況が違いまして、町内会がかぶっている場合もあります。他町内会と共同で入れているのもあるのですけれども、それも利用者で本来その駆除するべきなのでしょうけれども、なかなかその人数がそれぞれ把握できなくて、もう最終的には町内会長とかその辺に来るということでもあります。これを徹底してそのことに関しては、駆除は個人がやるのだということを町でも認識させるようにもっともっと強くアピールしてもらいたいというふうに考えております。少し曖昧というか、そういうところもあってなかなか個人には浸透してないのですけれども、ぜひ広報もそうですし町のお知らせ放送でも今年はまだ秋になりますのでないと思いますけれども、もう繰り返し何回も個人ですよということを通達してほしいなというふうに考えております。少し金額が高価なので可哀相な気もしますけれ



ども何とかその辺は町にお願いしたいと思えますけれども、どうでしょう。

○町民課長（五十嵐満美君） 今までも何度も申し上げているとおり、個人の財産を個人でというのが基本になっております。周知については、委員おっしゃるとおり今まで周知あまりしてきておりませんでした。年何回か電話がかかってくるのだという相談がありますので、その都度お知らせはしております、納得できないという方は今までちょっとなかなかいないのですが、個人のもはというと、そうですねという形で受けてくれる方が大半です。周知という点では、防災無線ではちょっと内容がどうかという気はします、広報に載せるなりチラシで出すなり折込するなり記事で出すなり、今後来年夏に向けて考えていきたいなと思えます。

○4番（高野俊和君） 先程も言いましたけれども、今回はごみステーションの中という特殊な事情もありましたので、ごみステーションの場合はその利用者で当然やることになるのですけれども、その辺もひっくり返して町民に浸透させるような方法を考えていただければというふうに思っています。

次に行きます。79ページ、12節の火葬業務委託料なのですけれども、令和5年度は余市の専門業者にこれを委託して行うようになったと思えます。経費は倍位にかかっていますけれども、昨年はこの会社に古平町の人は使われておりましたでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 前の会社からずっといる管理人さんも一緒に火葬の際には入っていただいて、もちろん会社で雇っていただいて、毎回ではないのですけれどもなるべく入るようにしていただいてやっております。今後来年以降とかにつきましては、年齢も年齢なので段々回数を減らして行って今新しい会社の従業員の方にお任せするようなことを考えているようです。

○4番（高野俊和君） ちょっとこれ決算ですので馴染まなかったら止めてください。ここ二、三年、葬儀自体が余市町の葬儀屋さんで行うのが七、八割になっていると思えますけれども、余市の葬儀屋さんで葬儀を行っても古平町の火葬場というのはどの程度使われているのか。余市の葬儀屋さんで行った場合、そのまま余市で火葬するケースが増えているのか、それとも火葬の場合は古平町で行っているか、その辺把握できているでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 火葬場の使用につきましては、歳入の方にも関連するのですけれども令和5年は町外の方も含めて34件ございました。やっぱり委員おっしゃるとおり、町外での葬儀が多くなっております。亡くなるのも町外の病院が多いですので、その亡くなった場所だったり余市で葬儀を行う場合には、余市で火葬するというケースも実際には増えているかなという印象です。

○4番（高野俊和君） 葬儀ですから、今もうなかなか古平町の方に持ってくるように方向付けするというのは微妙で難しいと思えますけれども、なかなか少し厳しい状況にあるのだらうなと思えますけれども、分かりました。

次に行きます。同じく79ページの、余市協会病院の救急医療維持の方の補助なのですけれども、この金額は土日に救急に行った場合にのみカウントされるという認識でしたけれども、これ五か町村で割り返していると思うのですけれども、これは各町村の人数で割り返しているものなのか、それともその利用分で割り返しているものなのか、どちらでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） 決算の決め方は、前年度の土曜日・日曜日・夜間救急に対して各

町村の利用件数によって割り返しとなっております。

○4番（高野俊和君） 土曜・日曜日のみ救急患者だけということは、普段の日も救急患者は6時以降出ると思うのですけれども、その人数はカウントされないのか。そして救急ということになりますと、救急車以外で行った場合にはこの人数というのはカウントされないのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） これは北後志の救急体制の確保ということですので、土曜日・日曜日、それと平日の病院の閉まった後の全ての時間です。余市協会病院の営業時間外全てでございます。それと、救急車の搬送及び個人で体調悪くて例えば夜中に行きました、それもカウントされております。

○7番（堀澤理恵君） 77ページの、環境衛生費のところ狂犬病の予防注射のことなのですけれども、委託料が1万6,000円ちょっとなのですが古平は結構わんちゃん飼っているお宅がすごく多いと思うのですけれども、ちょっとお聞きすると住民の方からうちは注射も町外で受けていて、でも鑑札は多分古平だったと思うのですが、これ何頭位とかというのは把握されてますでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 畜犬の登録につきましては、現在80頭程登録があります。登録されていない犬もたくさんいるのですけれども、登録されている犬で予防接種に来られた方で予防接種済票を交付したのが、令和5年につきましては68頭で決算額1万6,456円ということになっております。

○7番（堀澤理恵君） ペットをすごく飼うような時代になってきて、登録するというか狂犬病予防注射は飼い主の義務なので、これ色々防災無線ですとか、あと広報に狂犬病の注射が公園等でやりますよというのをやられていますけれども、すごくその義務を守ってない方がいらっしゃるのではないかなというふうに、今町民課長もおっしゃったようにあると思うのです。これはちょっと周知させていただくということではできないでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 年2回予防接種をやっておりますので、その都度周知は広報に載せたりチラシ出したりして周知はしております。周知してもやっていただけない方について把握できる範囲で個別に対応している部分も実際にはありまして、知らなかったという方がほとんどですので、その辺は広報の周知も含めて、把握した段階で担当が説明に伺うということも今後もやっていきたいと思っています。

○7番（堀澤理恵君） 引き続きよろしくお願ひします、もう一つその下で蟻駆除委託料というのがありますけれども、これは、シロアリ・クロアリどちらで、何件位のお宅に伺ったのかというのをお聞きしたいです。

○町民課長（五十嵐満美君） 蟻駆除委託料につきましては、シロアリというか個人のお宅ではございません。丸山地先と御崎地先の崖の山の下で異常発生する箇所が2箇所ございまして、そこから個人のお宅だったり住宅が何件かありますので、被害がひどいということで年2回ずつ2箇所薬散布しております。蟻の種類についてはちょっと分かりませんが、大きい蟻の年もありますし小さい蟻という年もございます。

○6番（梅野史朗君） 77ページをお願いします。各種検診委託料のところですか。説明資料でいくと45ページになります。45ページの下の方に、がん検診事業のところでは数字が出ております。これ

で見ると、いわゆる下がってきているという感じが分かります。この要因をどのように分析しているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実際に健診を受けている人数は、乳がん112名から64名ということで下がっておりますが、この検診の対象が30歳以上の女性で2年に1回なのです。それでちょっとひずみが出てきているのかなど。あと、これはあくまでも国保の方が多いのですけれども、その他の方につきましては各職域の保険での検診だったり直接病院で検診を受けている方もいますので、なかなかこれが減ったのか増えたのかちょっと分析できない状況でおります。

○6番（梅野史朗君） それについては分かりました。ちょっと離れるかもしれませんが、以前子宮頸がんのワクチン接種が進まないという記事が出ておりました。古平の接種状況が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 説明資料の46ページをご覧ください。下の方で予防接種事業ということで、ちょうど中段辺りに子宮がんということで令和4年度と令和5年度の実績を載せております。これは1回で1人が3回受けることが基本になっておりますので、令和4年度が受診者数14名で令和5年度では34名となっておりますが、実人数は令和4年度が11名で令和5年度は12名となっております。それと、多分委員さんもお存知のとおり、当初国の方で推奨して進めていきましたけれども副作用が大きかった件もあったことから、平成26年から令和3年までの間は個別周知してなかったのです。それで今回、また国の方でも推奨するようになりまして、キャッチアップ事業としまして平成9年から平成20年の子がちょうど個別勧奨されていなかったもので、4月に今まで接種してなかったでしようということで、58名と外国人12名の方に改めて特例措置ができましたということで個別案内しております。それで、令和6年度では接種したいということでポツポツと接種者希望が出てきております。

○6番（梅野史朗君） 今のお話を聞きまして、力を入れてやっていただけたというのが分かりました。特に女性の方につきましては、色々と言っていますがやはり中心は女性というふう考えた方がその家が元気になるなというふう思うので、特に女性のこのがんについては力を入れていただければありがたいと思います。以上です。

○5番（真貝政昭君） 科目はじん荼処理費になります。クリーンセンターに関わる場所なのですけれども、説明資料では49ページになります。確認なのですけれどもクリーンセンター搬出量という資料が出ていますけれども、平成23年から令和5年までということで令和5年度決算の最終ということで出ていますけれども、クリーンセンターがスタートしたのは平成十五、六年位だったか、二十年位だったかちょっとはっきりしないのですけれども、確認できますか。

○町民課長（五十嵐満美君） クリーンセンター、平成14年から稼働だったと思います。

○5番（真貝政昭君） クリーンセンター埋立量が一番下に出ています。埋立可能容量が1万7,200立米に対して残容量が1万1,403立米というふうになっています。ですから、1万7,200の半分は約9,000立米ですのでまだ半分いっていないということで、これと平成14年から現在まで二十五から三十年位経っていますが、あと50年位は大丈夫というような概略ですけれどもそのような状況に推察できるのですけれども、見通しはこれでよろしいかどうか確認願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 委員おっしゃるとおり、今の平均の搬入量から言いますと40年程度は延命できるのかなと押さえております。

○5番（真貝政昭君） それで資料を見ますと脱水汚泥というのが出ています。脱水汚泥は埋め立てされたところから出るよからぬものですね。その処理だと思えるのですけれども、大体例年このような感じで出続けるものなのではないでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） こちらに記載されております脱水汚泥につきましては、衛生施設組合から出る、し尿を脱水した後に出る汚泥になっております。予算にも決算にも挙がっておりますけれども、下水道ミックス化で下水道広域化になりますので汚泥の量は今後変わっていくと思えます。

○5番（真貝政昭君） それから、この資料の中に北しりべし廃棄物処理広域連合からスラグ類出ています。資料では、上段の方で4月から7月、それから下段の方では7月に数値が出ていますけれども、このスラグについては小樽も含めた広域から出たスラグの計算によりますけれども、古平分としてこのクリーンセンターに捨てられるものというふうに理解しているのですけれども、それでよろしいのかどうかということと、毎年この時期に4月から7月にかけて搬入されてくるものなのか確認をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 基本的にスラグにつきましては、委員おっしゃったとおり処理量から出たスラグに対して、各市町村の処理量で振り分けられまして各市町村の最終処分場に搬入する形になっております。時期的には冬はもちろん埋め立てできないですので、冬を除いて。たまたま令和5年度は7月で終わっていますけれども、毎月ではなくて1か月飛ばしの年もありますし、その年によって出てくる状況は違いますが、秋前ぐらいまでに毎年何か月か出てくる状況となっております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に、5款農林水産業費、80ページ、81ページから87ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（梅野史朗君） 83ページです。まず一番上の、鳥獣被害対策実施隊員報酬についてです。この内訳を教えてくださいと思います。

○産業課長（本間克昭君） この報酬につきましては、町内で熊等が出没した際に猟友会の隊員にパトロールをしてもらった時の報酬となっております。出勤回数につきましては、延べちょうど80回の出勤となっております。それがこの支出の内訳でございます。

○6番（梅野史朗君） 今説明いただいた80回についてですが、後日で構いませんので日付とか人数別の資料をいただいても大丈夫でしょうか。

○産業課長（本間克昭君） 今手持ちで押さえている分につきましては、今説明させていただきまします。それで、もし足りなかったら言って頂ければ後から提出いたします。今押さえている内容でいきますと、4月に5日間出勤してもらっていて、その延べ人数は43人でございます。それと8月に1回出勤してもらっていて、それが延べ人数で9人でございます。それと10月に1日出勤

してもらってまして、人数で9人でございます。11月に2日間出動していただいております、延べ人数19人となっております。合計で80名でございます。

○6番（梅野史朗君） ありがとうございます。次、その下の有害鳥獣駆除業務委託料でございます。この内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

○産業課長（本間克昭君） この委託料につきましては、カラス・キツネ・キジバトの捕獲を目的として猟友会に委託しているものでございます。

○6番（梅野史朗君） 主に多分カラスではないかというふうに思うのですが、昨年の実績は何羽だったのでしょうか。また定期的なパトロールの駆除なのか、あるいは通報を受けてからの駆除なのか、それもお願いいたします。

○産業課長（本間克昭君） 昨年度の捕獲の実績でございますが、カラスにつきましては31羽、キツネが10匹となっております。それと出動に関しましては、会の方に委託していますので会の方でその都度出動していただいて、捕獲してもらったものを後で確認するという形になってございます。

○6番（梅野史朗君） 役場側といたしましては、例えば、このカラス31羽とかキツネ10匹駆除した際に隊員にいくら支払っているというのは把握はしているのでしょうか。

○産業課長（本間克昭君） 会の方に年間を通して委託料として支払っていますが、実際報告した隊員に対してどのような配分になっているかは把握してございません。

○4番（高野俊和君） 今ちょっと質問もありましたけれども、83ページの鳥獣被害防止対策でありますけれども昨年は出動しているということでありましたけれども、そもそも令和5年度は熊の目撃情報は何回かあったのですか。

○産業課長（本間克昭君） 昨年度の目撃情報等だけではなくて、例えば糞があったとかそういう情報なのですけれども延べ16回となっております。

○4番（高野俊和君） 目撃情報を痕跡も含めて16回ということでありましてけれども、昨年度熊による大きな被害が出て、町にそういうような連絡があったということはあるのですか。

○産業課長（本間克昭君） 今ちょっと被害の状況は押さえてないのですけれども、手持ちの資料の中では10月に被害発生とあります。多分農業被害だと思っておりますけれども、10月に1件発生しております。

○4番（高野俊和君） ちょっと難しいと思うのですけれども、今年も秋になりますと山に入る機会が多くなると思うのですけれども、昨年度は主に場所としてはどの辺に出没、又その痕跡が見受けられたのかというのは分かりますか。

○産業課長（本間克昭君） はっきりした個々の場所まではちょっと今覚えてないのですけれども、畑の中に足跡があったりだとかちょっと山の中に入った場所に糞があったり、それと一件農家の小屋があるのですけれども、その近くで一件熊が出没したという情報を把握しております。

（何事か言う者あり）

○産業課長（本間克昭君） 全てうちでいう畑方面になっております。

○5番（真貝政昭君） 85ページになります。水産業総務費の役務費になります。船員手帳交付手数料がありますけれども、担当課のこの件に関する仕事の内容というのを説明願いたいです。それ

と件数も含めてお願いします。

○産業課長（本間克昭君） 事務内容につきましては、船に乗り込む際の乗った申請、これから船乗りますという申請がありますので、その証明と船下りた時その証明をうちに来た場合は古平町として証明しております。それと昨年の実績ですけれども9件となっております。

○5番（真貝政昭君） 国との関係で機関委任事務というのがありますけれども、この部分というのはそれに該当するものなのでしょうか。本来は、町ではなくて道なり国なりがやるようなものなのかどうか確認したいのですけれども。

○産業課長（本間克昭君） 道からの委任だということで認識してございます。

○5番（真貝政昭君） 機関委任事務ということではないのですね。

○産業課長（本間克昭君） 申し訳ございません。その辺はちょっと今把握してございません。

○9番（佐藤未知時君） 83ページ、昨日も直接産業課長に聞いたのですけれども83ページの一番上、鳥獣被害の対策、今年度は64万円の予算でしたけれども次からはもうちょっと頑張って予算獲得していただいて、この駆除の際にドローンの活用というのは検討の余地はありますでしょうか。

○産業課長（本間克昭君） 状況によりますが、ドローンを活用して有効な場合には活用していればと考えております。

○委員長（山口明生君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○3番（中村光広君） 85ページ林道管理費、一番上の林道チョペタン線維持管理業務委託料79万7,500円、これの維持管理の内容をお知らせください。

○産業課長（本間克昭君） この業務の内容につきましては、冬期間雪等で若干の土砂崩れや草が覆いかぶさったり木が倒れたりがございます。春先にそれを撤去・整備している業務でございます。

○3番（中村光広君） 今現在、数年前からこの道路に入れないようにバリケードを張られておりますが、開通するとかそういった状況に持って行くことは考えておられますか。

○産業課長（本間克昭君） この林道につきましては、今現在、整備委託していて通れる状況にはなってございます。ただ、整備する際に熊の糞2箇所発見されましたので、その危険性を考慮して今開通はさせておりません。

○委員長（山口明生君） 昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時57分

○委員長（山口明生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6款商工費、86ページ、87ページから91ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。  
(何事か言う者あり)

○委員長(山口明生君) マイクをお願いします。

○4番(高野俊和君) 91ページまででしたか。

○委員長(山口明生君) はい、91ページ中段までです。

○4番(高野俊和君) 89ページの委託料の中に、観光地周辺の環境整備委託料がありますけれども、これ多分歌棄海岸とかその辺の海岸のことだと思いますけれども、海水浴場以外に環境整備にあてはまる場所というのは何箇所かあるのですか。

○産業課観光室長(岩戸真二君) 高野委員のご質問にお答えいたします。

歌棄海岸の他に古平川河口の清掃も行っております。1箇所です。

○4番(高野俊和君) 観光地周辺ということなのですが、これは河川とか海水浴場以外に、例えば道路の花壇などを整備しているところなどもありますけれども、そのようなものはこの環境整備には該当しないのでしょうか。それと、観光地以外で道路の雑草除去なんかもこれには該当するということはないのでしょうか。

○産業課観光室長(岩戸真二君) 観光地周辺の環境整備委託料なのですが、他の場所というのは今のところ考えてはいたしません。歌棄海岸と古平川河口のみの清掃ということで委託していますので、それ以外の部分を拡大することは考えていません。

○4番(高野俊和君) ちょっと前後しますけれども、その下に河口にトイレの借上料ありますけれども、多分鮭の捨てるところだと思うのですが、それは別に予算がついているのにこの予算の中ではその他の事業はしないということで、他の事業はこの予算の中ではしないということですか。そういう準備はないということですか。

○委員長(山口明生君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時00分

○委員長(山口明生君) 会議を再開します。もう一度質問をお願いします。

○4番(高野俊和君) 今の古平川の河口のところもこの予算の中に入れていましたけれども、古平川の河口の部分のトイレの借上料なんかは別に予算計上していますよね。そうとすると、ほぼ予算というのは歌棄海岸の整備にあたっているというふうに考えていいのですか。

○産業課観光室長(岩戸真二君) 歌棄海岸の清掃と、古平川に鮭釣りのお客さんとか来てごみを捨てていくのですけれども、そのごみの清掃も含まれています。

○6番(梅野史朗君) 89ページ中段辺りに、パークゴルフ場運営費で指定管理料がございます。資料でいうと、51ページ、こちらに利用者数の表がございます。見ると29.8%減というふうになってございます。この原因分析と対策についてご説明願います。

○産業課観光室長(岩戸真二君) 利用者数につきましては、令和4年は995人、令和5年は698人

と年々減少している傾向にあります。原因としましては、施設の老朽化や近年の猛暑などが大きく影響しているのではないかと考えております。今後の利用者数増加に繋げる方策につきましては、パークゴルフ協会、指定管理者、町の三者で意見交換を行う利用者会議などでまたちょっと詰めていきたいと考えております。

○6番（梅野史朗君） 私もそんなにパークゴルフ詳しいわけではないのですが、共和のパークゴルフ場というのは結構4ホールというのが多いです。古平パークゴルフ協会の大会でも古平はコースが三つしかないののでA B C Dというふうに四つやっていたりとかというふうに行っていると聞いております。四つ目のコースを作るなんていうことは、会議とかで考えたりはしていませんか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） さらに数を増やすということの意見は出ていないです。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に7款土木費、90ページ、91ページから95ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 93ページの河川維持の業務委託料ですけれども、この河川維持とは何をやる事業費なのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この事業内容につきましては、丸山川の防護柵の設置・撤去。丸山川の防護柵、川に設置しているのです。冬期間になったら外す柵がございます。その春の設置、秋の撤去、それと中央団地の横に小さな川、関口の沢川という水路あるのですが、その防護柵の設置・撤去が主なものとなっております。

○4番（高野俊和君） 河川の維持業務委託というのはある程度したらその使えるここの中で使えるお金というのは、ある程度決まっているというか古平町の河川に全て使えるということではなくて限定されているということなののでしょうか、自分、何が言いたいかといいますと、古平町の河川、河川というのは道の管轄でしようけれども、河川の雑草などを除去するのはこの中には全く入っていないということなののでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） その他に草刈りというかそういったものにも一部10万円程度使っておりますが、その10万円程度使っているのは、中央栄町線、高野委員の近くに坂田さんってあるかと思うのですがそこにも水路が流れているわけですけれども、そういったところの草刈りにも使っております。ただ、道河川ですね。古平冷水川とか古平川の河川の草刈りとかには使えるお金はございません。

○4番（高野俊和君） ということは、毎年課長に頼んで冷水川のところも若干刈ってもらったのですけれども、この頃前から比べると刈り方が浅いというか少し生え方が早くなっているのです。それで、こういうような河川のその業務を維持する業務の中で使えるのであれば、もう少しきめ細かくというか深くしてもらおうと助かるなと思って今質問したわけなのですが、それとはこれとは関係はないということですね。分かりました。

○6番（梅野史朗君） 93ページ、今の質問の一つ下の、河川維持工事請負費でございます。これ



河川の歌詞をふさぐだと思いますが実施した場所をお願いいたします。

○建設水道課長（高野龍治君） 実施した場所につきましては、丸山川、冷水川、チョペタン川、関口の沢川でございます。

○6番（梅野史朗君） これ当初の予定どおり全て進んだのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 予算の予定箇所と同一の箇所でございます。

○6番（梅野史朗君） チョペタン川の方ですが、前にもお願いしたことあると思いますが住民の方がやはり奥まで来ないと不安がっているというのはとてもあるという声を聞いております。今後の予算編成だと思いますので、そういう住民の声があるということをご承知おきいただきたいというふうをお願いいたします。答弁は結構です。

○5番（真貝政昭君） 94ページ、95ページになろうかと思います。住宅費のうちの住宅管理費で、公住施設内環境整備委託料というのがあります。どういう内容がこれに入るか分かりませんが、私の向かいの清川団地の木造平屋2棟とそれから鉄筋コンクリートRCの二階建ての部分でお耳に入れておきたいのですけれども、平屋の方についてはGLから少し高い基礎なので問題は起きてないようなのですけれども、RCの二階建ての方はなるべく地面とフラットに入っていけるように施工されているのですけれども、建設当初から地下に水が入ってくるというので排水作業をやっていましたけれども、未だに一階に住まわれている方からその懸念が示されています。多分、山からの排水については配水管何本か道路に向けてやっているのですけれども、山全体からくる絞り水というのでちょっと影響があるのではないかと思うのですけれども、二階建ての部分について特に一階に入居されている方の住環境に関わる問題なので、ぜひともそれをチェック項目に入れてほしいなというふうに思っています。もし問題があれば、適切な排水工事だとか適切な大規模な灌漑工事だとか必要になるのではないかというふうに思われますので、チェック項目に入れるということをお願いも含めて申し上げます。

○建設水道課長（高野龍治君） 清川C棟が委員おっしゃる鉄筋コンクリート二階建ての公営住宅でございます。最初からそこは地下水位高いとか春の雪解け水が入ってくるとかという工事する前からそういった情報を掴んでいましたので、春先どうしても水が基礎の周りに暗渠とかも入っているのですが入ってくる部分は入ってきますので、その部分に関しては春とかそういった時期を見て点検口を作っておりますので、点検口で確認して水が溜まっていれば排水ポンプで排水したり、そういった作業は今まで何回かやっておりますので、点検はちゃんとしておりますのでご心配なさらなくても結構かなと思います。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に8款消防費、94ページ、95ページから97ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 97ページになります。小学校に原子力災害が起きた際、避難困難な方達が避難する場所として古平小学校が指定されて、そのための工事がされてそのメンテナンスが毎年このように計上されているのですけれども、能登半島地震でこういう設備をした建物でちょっとした

隙間ができて、全く役に立たない状況が生まれているケースが何件か確認されたというのが情報として入ってきています。大きな地震で古平小学校がガラスやドアなど破損がない状態であれば何も問題はないと思うのですけれども、果たしてこの施設が逃げ遅れた方達の避難場所として、そういう時に適切な場所になるのかどうかというのはちょっと疑問に思うのですけれども、能登半島の地震に際して、そういう施設がどういう被害を被ってどういう対応をしているかというのを確認する必要があるのではないかと思うのですが。

○委員長（山口明生君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時16分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

○5番（真貝政昭君） 議事録に残りますので、言っただけ記録に残りますので記憶に残しておいてください。次に、97ページ原子力防災備品購入費が計上されています。資料の105ページです。それで、事業内容というところで書かれているのですけれども、備蓄用ゼリー共同購入だとかみなし備蓄保管料だとか備蓄品管理システム事業費の負担金が出ています。ランニングストックだとか備蓄用ゼリーだとかありますけれども、これは古平町内に備蓄されているものなののでしょうか。何かがあった時に協定している会社等から供給されるという仕掛けのものになるのでしょうか、どちらなののでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 真貝委員のご質問にお答えいたします。

この北後志広域防災連携事業につきましては、ご質問のとおりゼリーの購入とランニングストックという部分とB×L i n kというシステムの3本のものになっています。ゼリーの購入に関しては、購入済で当町の防災備蓄庫の中に保管されております。ランニングストックにつきましては、サッポロドラッグストアと提携した事業になっています。うちだけではなくて、名称のとおり北後志ですので五町村の中で協定を結んで、これは町内に置いているわけではなくてサッポロドラッグストアの倉庫から必要に応じて災害時に持ってくるという事業の流れになっております。

○5番（真貝政昭君） 基本的に、防災と言っても原子力災害が前提の考え方なのか、それとも広く色々な災害を想定したものなのか、ちょっとそこら辺確認します。

○企画課長（人見完至君） 基本的には一般防災をメインに考えています。ただ原子力であっても使えるという形にはなっております。

○5番（真貝政昭君） この他に備蓄されているものがありますよね。それと予算分けするわけではないけれども、備蓄としては一緒くたに考えていいものなののでしょうか。一部は町内に保管されていると。特定のものについてはいざという時に提携している企業等から供給されるという考え方でいいのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 当町の備蓄に関しては、備蓄計画というものを設けて進めております。その中においては、国の考え方もありますけれども3日間の必要なものについて備蓄していくとい

う計画になっております。先程のゼリー等も含めまして、当町で購入して備蓄していくというものは3日間です。9食で考えると7食分を備蓄していくと。この先程のランニングストックという仕掛けに関しては2食分の事業量でありますので、それを足して9食賄っていくという計画で進めております。

○5番（真貝政昭君） この備蓄品については、特に体の中に入る食べ物なので賞味期限だとか使用期限だとかというのがあるでしょう。そうしたら入替が必要になりますよね。そういうのも計画的なものとして、その備蓄品を用意していく計画の中できちんと位置づけられているものなのか。その品物によって何年経過のものは入れ替えるだとかそういうような計画です。

○企画課長（人見完至君） その品物ごとに当然賞味期限ありますので、それを踏まえて、例えば一番多いのがアルファ米のお粥だとか水を入れて食べるご飯タイプのものなのですが、基本的には5年です。5年で入替になります。水も当然備蓄していますけれども、こちらは今当町で管理しているものは7年というような形で、それぞれ入れた年度から5年で廃棄という流れになって入替というサイクルになっていきます。

○5番（真貝政昭君） あまり考えないですけども、備蓄品は大丈夫かと町民から聞かれる場合が時々あるのですけれども、このようになっていきますとは言えるけれども、どれ位のサイクルでそれが破棄あるいは何か共用にされて入れ替えていくという仕組みが分からないので、議会というか町民に分かるような何かがあればいいなと思うのですけれども、そういう仕掛けは作っているのですか。

○企画課長（人見完至君） 実際に、町民に対して公表する機会があったのかということなかなかなかったかなと思いますけれども、おそらく町の、町民も含めた防災訓練だとかそういったタイミングが合えばそういった話というのはしていくべきだと思いますし、そのタイミングがありましたら、そういった周知については努めていきたいなと思っております。

○6番（梅野史朗君） 96ページですね。災害対策費のところ、全般に渡ってですが今年能登地震もありましたが、最近町民が参加する防災訓練というのがないように思いますが、その辺どうでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 町民が参加する訓練については、ここ二、三年開いておりません。その間我々実施してきたことについては、町職員の対象の訓練は毎年実施しております。というのは、この複合施設が令和4年にできまして様々な防災機能を備えております。ただ一方で、それを職員自体が知らないという事態というのは避けなければならないという、まずそこありますので、ここ二、三年につきましては、そういった備蓄品の取り扱い、あとこの建物の使い方、どんな機能を備えているかということを中心に訓練を進めております。

○6番（梅野史朗君） まず、町職員がそういうことを行うというのは非常にいいことだと思います。がしかし、やはり町民自体もそういうものに参加したりしていく、啓蒙していかないとなかなかいざという時にそううまくいかないものもあるのではないかとこのように考えています。今後実施する考えはあるのでしょうか。

○委員長（山口明生君） 今の質問は、今後の計画の問題ですので。申し訳ないですがよろしいで

すか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) ないようですので、次に9款教育費、96ページ、97ページから109ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番(高野俊和君) 105ページの、中体連全道大会参加助成金ですけれども、去年は水泳の個人それとバドミントン、これは全道大会に参加したと思います。去年体育連盟表彰していますので自分も承知しておりますけれども、令和5年度の金額を見ますと、かなり少し多いようですけれども、スポーツの全道大会参加以外に全道に参加したそういう種目というのはあるのでしょうか。

○教育次長(小原和之君) 今のご質問にお答えいたします。

教育委員会の方で把握している部分でありますのは、中体連等に係る分の全道大会の分だけでございます。

○4番(高野俊和君) ということは令和5年度の…

○委員長(山口明生君) マイクのスイッチをお願いします。

○4番(高野俊和君) 令和5年度のこの金額というのは、水泳とバドミントンに係ったものというふうに考えますけれども、現在、古平中学校に野球とバレーボールは単独では編成していないのではないかと思いますけれども、単独以外でも編成自体はバレー、野球はあるのでしょうか。

○教育次長(小原和之君) 令和5年度の話ということで、令和5年度単独編成、他の町と一緒にやっているのは野球だけでございます。

○4番(高野俊和君) 野球の場合、例えば編成が積丹とかだったと思うのですけれども、連合チームであっても勝ち抜いた場合には全道大会への出場というのは可能なのでしょうか。

○委員長(山口明生君) 高野委員申し訳ないです。質問が決算に関わることではない質問になってきていますので、もう少し決算に絡めた質問できませんか。

○4番(高野俊和君) 連合チームの場合でも、古平町での予算というのは古平町と連合している町村で支出するというものなのでしょうか。それとも古平単独でこの予算を作るものなのでしょうか。

○教育次長(小原和之君) 例えば、少年団で言いますと少年団も合同チームを組んでいまして、そのチームが全道大会とかに出場しております。その場合、それぞれのチームごとに金額を積算しまして支出をしておりますので、もし連合の中体連のチームが全道大会に行く場合は、同じようにして補助金を支出するということになるかと思えます。

○6番(梅野史朗君) 101ページ、103ページです。スポットクーラー購入費というのがございます。これ、小中それぞれ何台購入したのでしょうか。

○教育次長(小原和之君) 小中それぞれ10台ずつでございます。

○6番(梅野史朗君) 令和5年に使用実績はありますか。

○教育次長(小原和之君) 令和5年度におかれましては、納入されたのが夏以降でございましたので使用実績はございません。

○6番(梅野史朗君) 令和6年の使用実績と生徒の感想などが分かれば教えていただきたいと思いますが。

○教育次長（小原和之君） 小学校の体育の授業で体育館で使用したというお話を伺っております。その際スポットクーラーですので、やはりどうしても風が当たる場所しか冷えはしないのですけれども、例えば体育やっている子と見学する子がいます。見学する子がスポットクーラー等に当たって、その場所は冷えるねという感想ですけれども、今各教室にはもうエアコンが整備されておりましてそちらの方が快適だという話も出ているそうです。

○5番（真貝政昭君） ページ数は、108ページ、109ページになります。成田町長はご存知ですけれども、この武道館は畑澤町長時代に建設された建物で築40年位になりますけれども、当初は剣道と柔道で使用していました。平成7年位にB&G海洋センターができてから剣道の方がB&Gの方を使うようになりまして、柔道だけ特化した武道館になりました。現在の使われ方をちょっとお伺いしますが、多分柔道少年団あると思うのでそういう前提で聞きますけれども、どれ位の頻度で使われているか。小中学生が対象だと思うので多分夏休み中だとかそれから平日は夜の使用というふうになると思うのですけれども、そこら辺の確認をまずしたいと思います。

○教育次長（小原和之君） 柔道連盟の関係のご質問でございますが、令和5年度でいきますと、まず柔道少年団3名、柔道連盟の指導者の方3名、計6名でございます。これが週2回、19時から21時程度まで練習をしているということです。それとあと夏休み等には、例えば東海大学札幌校の生徒さんが合宿に来たりということでこの柔道場を使って、それに付随して柔道少年団の子供たちも指導していただいたりということで使われております。

○5番（真貝政昭君） 剣道もそうですけれども、柔道も段々子供の数が少なくなってきていますけれども、続いているのでちょっと喜ばしいなというふうに思っています。まだまだこの武道館も使用に耐えられると思いますので、スポーツ環境を良くするという事で確かスポットクーラーもエアコンも設置されていないと思うのですけれども、どういう対応をされているのか伺います。

○教育次長（小原和之君） 基本、運動・スポーツに関しましては、熱中症警戒アラートに応じてスポーツやる、やらないがございます。それでそういったことを勘案しながら、指導者の方が当日にやる、やらないを決めていくと思います。ただおっしゃったとおり、スポットクーラー等は武道館に設置はされておられませんので、例えば小学校ですとか中学校のスポットクーラーなどをうまく利用しながら、そういったことも対応できればというふうに思います。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、次に10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、110ページ、111ページまで一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 総務費のところでは先日の一般会計でお聞きしましたけれども、起債に対する償還というのは交付税で見られていますよね。それでちょっと質問する前に確認しておきたいのですけれども、地方交付税の総額というのは国の計算式が決まっているでしょう。昔のあれで言えば、国税三税、最近では消費税、それから法人税、所得税ということだよ。これの何%を地方交付税にすると。割り当てると。その後の分配の仕方はどこか分からないところでやられて古平町の交付税が決定されるのだけれども、過疎債とかで交付税バックがあるとよく言いますよね。あれで毎

年償還払されるのに来ている額というのは、最初の決められた枠の中の一部がそういうふうになっているのか、それとも総額で決められる地方交付税のその他に何かエアポケットではないけれども何か何らかの基金があってそこから出てくるものなのか、どちらなのかというのをまず概略、二者択一ですから教えてください。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えいたします。

まず結論から言いますと、真貝委員が今質問された内容でいくと前者の方です。交付税の総額の中で公債費の交付税措置率も措置されているということで、交付税の総額なのですけれども国税五税が交付税の原資になります。聞かれてはいないのでお答えしますと、所得税の33.1%、酒税の50%、法人税の33.1%、消費税の19.5%、地方法人税の100%という国税五税が原資になっております。

○5番（真貝政昭君） それで毎年のように減債基金の方に貯金をしていくのです。これってどうなのかねというふうに私は思っているのです。もし、地方交付税の総額で決められてその他に別枠で交付税バックされるものがあるとしたら領けるのですけれども、どうも違うようなのです。以前、実名出して言いますが、地方交付税で過疎債とかで交付税バックがされるけれどもにわかには信じきれないと、どうも疑ってしまうというのが議会で答弁されたことがあるのですけれども、総額でそのように措置されるのであれば本当に国のやり方というのはちょっと首をかしげる思いがするのです。実際、交付税が仮に20億を切ったら4億位がその中に返済額が含まれていると。その他に消費税も古平町が事業を実施する度に1億2億と払い続けると。どうも自分の足を食いながら事業を進めていくようなやり方を国が進めているようで解せない。毎年財政調整基金だとか減債基金だとか増え続けていくというやり方が果たしていいのかどうかというのが私は疑問なのです。今一度そこら辺をチェックして町民のために使えるような基金のあり方というものを追求していくべきでないかというふうに令和5年度の決算を見て思うのですけれども、どうですかね。私の考えは間違っているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 私の考え方を間違っているのかということに対して、私の立場で合っているとか間違っているとかそう言えないのですけれども、財政担当者としてお答えさせていただきます。毎年財政調整基金だとか減債基金に積んでいくのはどうなのかとおっしゃられますが、やっぱり財政担当者としては、将来何が起きるか分からない、いきなり大きな支出が出てくるかもしれない。そういう時のために、やはりある程度基金は蓄えておかないといけないというのが財政担当者の考え方です。昨日ちょっと財政健全化の四指標の中で出てきた標準財政規模と同じ位、もしくは標準財政規模の7割位は減災と財調で積み立てたいというのが財政担当者の考え方でございます。

○5番（真貝政昭君） 町民の立場からすれば、もう少し町民のために使う額を多くして、財政担当の考え方を汲むにしても、もう一度洗い直して考え直していただきたいというのが町民の願いであろうと思うのです。基本的には国のやり方を100%信用していないというのが財政担当の考え方であるというふうに認識しました。以上です。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) ないようですので、次に13款職員給与費、14款予備費、110ページ、111ページから113ページまで一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

(何事か言う者あり)

○委員長(山口明生君) 110ページ、111ページの下段から113ページまでです。

(何事か言う者あり)

○委員長(山口明生君) 140ページですか。これが終わって、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書をやりますので。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) 質疑ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、126ページから139ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番(真貝政昭君) 公有財産で土地及び建物で資料が載っています。まず総括というところを見ているのですけれども、この中で何かしら変動があったのであれば、その説明をしてください。

○委員長(山口明生君) 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○委員長(山口明生君) 会議を再開します。

○総務課長(細川正善君) 総括の方の土地の部分を見ていただきたいのですが、行政財産で290平米となっていますが、これは3件の土地の動きがあったということです。件数だけでお知らせします。3件です。その下の普通財産、1万5,337平米につきましては8件の土地の異動があったということでございます。今度建物の方でございますが、非木造の方で250平米の減少になっていますが、これの動きとしましては、2件の動きがあったということです。これ公営住宅の解体でございます。以上です。

○5番(真貝政昭君) 普通財産の方は処分可能な土地ということで理解しています。行政財産で3件あったのですがこれはプラスになっていますので、何の目的でこういうふうに数字が出てきているのか説明できますか。

○総務課長(細川正善君) 行政財産の3件は、午前中のどなたかの委員からも質問であったのですが、その坂下さんの土地で3件と言ったのですけれども3筆です。3筆の購入をしたからここで290平米増えているということでございます。

○5番(真貝政昭君) 分かりました。次に134ページです。聞きたいのは下から3番目、北海道暴力追放センター主捐金と出ているのですけれども、この主捐金の意味がよく分からないので説明をお願いします。

○総務課長(細川正善君) 申し訳ありません。まず読み方として、しゅつえんきん、と読みます。どういう意味かといいますと、ずっとこのまま金額も動いておりませんので私も注意しております。

んでした。申し訳ございません。調べて後程ご回答させていただきます。

○5番（真貝政昭君） 何かお互いに協力してやるための積立金とは言わない、何かの同じ積立でも目的が違ってこういう言い回しになるのか、今まで多分見ていると思うのですがけれども同じように注目してなかったのが初めて呼び方も説明いただきました。ぜひよく分かる説明を後でお願いします。

○4番（高野俊和君） ちょっと分からないのですが、この134ページのとっぺんに北海道私学振興基金協会出資金とあるのですが、この出資金というのは古平町の子どもとかが在籍した場合には、この基金というのは増やしていくものなのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） この出資金、7万4,000円とあるのですが、一番最初に7万4,000円を出資して以降数字は動いてございません。なので、古平の子供が私立高校とか私立大学に行くからと言って数字が変わるというものではございません。どういう経緯で一番最初に投資したのかというのは、先程の答弁と同じようにずっと数字が動いておりませんので、私の方も詳しくは把握してございません。申し訳ございません。

○4番（高野俊和君） 直接このメリットがあるとかそういう話ではないということですね。

○総務課長（細川正善君） おそらくそのとおりだと思っております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○委員長（山口明生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、一般会計歳入の質疑を行います。18ページから21ページまでの1款町税から3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 18ページの町税です。説明資料は121ページになります。予算説明の時に説明があったと思うのですがけれども確認のために聞くのですがけれども、令和4年から令和5年にかけて町税の現年度増えていますけれども説明してもらった方がいいかと思うので、増えた要因を説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） 町税の増えた原因ということで、説明資料ですと町民税から都市計画税までございまして、それぞれ増えているものと減っているものがございまして、大きく増えているところで固定資産税が1,000万円ちょっと増えているのですがけれども、その要因というか原因としましては、風車の償却の関係が増えていますし風車自体は減免が、昨日総務課長の説明にもあったと思うのですがけれども3年間減免がきているのですがけれども、その周辺の設備、建屋ですとか電線とか細かいものを含むのですがけれども、周辺設備については減免がありませんので、約1,000万



円近く増えている原因はそちらになります。あとは、町民税でいうと所得が増えたり減ったりすると増減はやはりありますので、その関係だと分析しています。

(何事か言う者あり)

○委員長（山口明生君） よろしいですか。3款利子割交付金までです。

○5番（真貝政昭君） 説明資料では11ページです。譲与・消費税等のところの一番下で、地方特例交付金というところで、予算説明の時に風車の関係で国の特例で固定資産税がなくてこういう形で入るといふ説明がありました。その関係で、町税の説明資料121ページの方でこういう増の数字になったのかといふふうに見たものですから、それにしてもちょっと数字が合わないものですかどうなのかなど。総務課長の説明の方がいいのかなといふふうにも思ったのですが、どうでしょうか。町税のことなのですけれども、予算説明の時に総務課長が地方特例交付金が増えていることについて、固定資産税の部分でなくて国からの交付金という形になったと。それが町税の方の数字反映してしまっているのかなという思いがあったものですから。それにしてもちょっと数字が合わないものですか、頭の中でちょっとこんがらがっているのです。

○総務課長（細川正善君） 3款からちょっと外れます。地方特例交付金、9款なので3款からは外れますが、そもそも今、町民課長も言ったように、風車、回っている羽の部分に対して減免がされた。減免されたのですけれども、本来減免されなければ3,400万円程度町税として入ってきた。でも地方税法が改正になって減免されました。なので、その減免された分うちとして収入がなくなってしまうので、国が地方特例交付金として3,400万円くれたということになりますので、町税の方とは関係はないです。

○5番（真貝政昭君） そうしたら、町税の方の固定資産税で今風車の話が出ましたけれども、償却資産でのものは国からの交付金ということで、風車の施設そのものは固定資産税として入るといふような理解の仕方よろしいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 委員おっしゃるとおり、今総務課長の説明にもあったとおり、回る部分だけは減免はされています。他の繋がっている部分ですとか管理している機械が色々ありますので、周辺設備に対しては町税固定資産税の償却資産として賦課されています。

○5番（真貝政昭君） それと確認なのですけれども、標準財政規模という計算の仕方ありますでしょう。それは基本的には町税で入った分を引いた残りが地方交付税という引き算ですね。そういう押さえ方をしているのですけれども、仮に、町税が通常より下がった場合はすんなり引き算として手当されるものなのか、それともそうでないのかといふのがあるのです。一時町側の説明として、想定よりも下がった場合は75%は見てくれると、そういうような説明があったように思うのですけれども、こちらの説明で考えた方がよろしいのかどうかということを確認したいのですが。

○総務課長（細川正善君） まず、真貝委員の考え方をちょっとこちらとしても確認させていただきたいのですが、標準財政規模というのは普通の地方公共団体が1年間に標準的に一般財源で入るであろう収入の金額でございます。出し方といたしましては、標準税収入というものと地方譲与税と普通交付税、あと臨時財政対策債を足したものでございます。先程の説明で、町税が減ったらそのまますんなり標準財政規模が減るのかといふふうな質問かと思うのですけれども、単純にそうは

ならないということでご理解ください。標準税収入という部分がちょっと複雑な計算がありまして、本来入るべきであろう金額に25%を掛けたり75%引いたりというような、ちょっと今手持ちの資料がないので詳しくは説明できませんが、単純にそういう考え方にはならないということでご理解ください。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に20ページから23ページまでの4款利配当割交付金から9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 政府の方のお考えは税収が増えているから国民に還元するだとか色々騒いでいましたけども、交付税のこの減り方、それから町税のこういう動き見ているとそういうふうには思えないのですけれども、違うのではないですかね。国の方の地方交付税の計算の仕方というのは、地方に有利なように働いていないのではないですか。

○委員長（山口明生君） まだそこまで行っていませんので、次の時に質問お願いできますか。今、9款地方特例交付金までお願いします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に22ページから24ページまでの10款地方交付税から12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 繰り返しになりますけども、先程申し上げたとおりです。

○委員長（山口明生君） もう一度質問していただけますか。

○委員長（山口明生君） 町税はそんなに動いてないという前提です。交付税が説明資料120ページにあるように、令和3年から令和5年にかけて値下がり続けていると。国の税収が増えているのであれば、当然計算式通常動いていけば増えていくはずなのです。こうなっていないということは、何か仕掛けがあるのではないかというふうに思わざるを得ないのですけれども、そう思いませんか。

○総務課長（細川正善君） そう思いませんかと言われて何と答えればいいのか難しいところではありますが、今回、令和5年度地方交付税、確かに令和4年度から比べたら7,800万円程度減っています。なぜ減っているのかというのを国レベルのマクロ経済ではなくて私たちの町で考えますと、普通交付税はそもそも基準財政収入額から基準財政需要額を引いたものできます。古平町の基準財政収入額、それと古平町で1年間で使うであろう基準財政需要額の差引でもらいます。そう考えた時にまず基準財政収入額、昨日もちよっと言ったのですが先程の風車の減免されている分なのですが交付税の計算上は地方特例交付金で入ってきていますので、その収入額に3,400万円組み込まれています。ということは、基準財政収入額は前年よりも3,400万円程度増えていると。基準財政需要額の方が令和4年はコロナのために経済対策として国が特別に交付税の中で措置した臨時経済対策費というものがございました。それが令和5年度は減っていたと。そこの部分で2,500万円程度減っていたと。なので、収入の方で3,400万円増えて支出の方で2,500万円減っていれば差引で7,000万円程度減っていてもおかしくないのではないかという結論で私達は理解しております。ですので、国の方が何かまやかしているのではないかと聞かれましても、それにしているとかしてないとかとい

うのは、ちょっと私の方からは言えないという状況です。

○5番（真貝政昭君） 言えない答弁が続いているのですけれども、言わなくてもいいのですけれどもこちらの方で喋ってあげますから。そういう交付税の算定に組み込まれない風車のあれだとかを加味しても町税があまり動いていないのに押しなべて待たらみたいなきり方というのは、何も景気がいいというわけではないのだなという実感をせざるを得ません。風車のような交付税算定されないようなものがあっても、それをないものとしてグラフを信じた時に税収が上がっている、本来は上がるはずだ。ところが、下がっているというのはダブルでグラフの減り方よりも、古平町の町財政に影響を与えているのではないかと思いが強くするのは、ぜひ国のそういう計算というものを100%信じないで疑ってかかっていたいただきたいと思う次第です。

終わります。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に22ページから24ページまで、10款地方交付税から…やりましたよね。次ですね、失礼しました。次に24ページから33ページまでの13款国庫支出金から14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 33ページです。33ページの15款は入りますか。

○委員長（山口明生君） 15款は次です。

○5番（真貝政昭君） 次ですかね。はい。

○委員長（山口明生君） 14款までです。よろしいですか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に32ページから37ページまでの15款財産収入から17款繰入金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 33ページの方、15款利子及び配当金のところですか。下から2段目です。北海道、次がそうだと読むのでしょうか。株式配当金が出ていますけれども、経緯というか古平町とどういう関係になってこういうふうに入ってきているのか説明してください。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ございません。先程の出資金等と同じく最初に出資してしまってその後配当金でもらっているだけで、経緯まではちょっと昭和の時代の話ですので今現時点では資料を持ち合わせてないので、後程お答えいたします。

○5番（真貝政昭君） セイコーマートがある交差点のところに、同じそうだという漢字の会社がありますけれども、あれとは全く関係のないあれなのではないでしょうか。この会社が多分存続していると思うのですけれども、以前個人の方で出資していたけれどもその先がもう会社が存在しないということで何か始末したことがあるのですけれども、未だにこういう関係が続ける必要があるのかどうかというのがちょっと気になったところで、できれば調べた方がいいのではないかとこのように思うのですけれども。

○町長（成田昭彦君） そのとおりだと思います。多分債権なんかも確認したことないのですけれども、その辺も確認しながらちょっと調べてみたいというふうに思います。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、次に34ページから39ページまでの18款繰越金から20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和5年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

ここで一般会計の質疑終了したのですが、まだ時間ございますので特別会計に入りたいと思いますが、よろしいですか。どうしても終わりたいという方がいらっしゃれば。

（何事か言う者あり）

○委員長（山口明生君） 休んだ方がいいが少数のようですが、やってよろしいですか。それでは続けさせていただきます。

次に、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を行います。152ページから161ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 159ページに健康診断委託料とありますけれども、これは毎年5月に町民向けにやっている健康診断のことですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 健康診断委託料ですが、5月にやっている集団健診の他に先日防災無線でも流れていたと思います。チラシも入っていたと思うのですけれどもバス健診もやっております。あと個別の健診です。かかりつけの病院に行って健診のデータに使うという個別健診もやっております、そちらの方が健診の内容になります。

○4番（高野俊和君） ここに77万6,495円とありますけれども、科目が色々あるようですけれども春の健診の人数が毎年少しずつ減っているような感じがしますので、どうして人数が減っているのか考えてみますと、昔は健診料無料だったと思うのですけれども、決算議会で少しなじまないかもしれないけれども折角このような古平町が機会を作っても受診者が少ないというのはあまり意味がないなという感じがしますけれども、この金額大したことないので、できれば以前のように無料にするという方向で考えることはできないのでしょうか。それと毎年少し受診のルールが変わってきていると思います。例えば、二日排便がないとバリウム検査はできないとか、当日血圧が高いと受診できないとか色々変わってきております。そのようなことがある場合には、早めにお知らせしてもらおうのと、先程言ったように、できればこの健診を無料にするという体制を整えていくのがいいのではないかとこのように思いますけれども、今回決算ですので答弁は要りませんが考えていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。178ページから187ペ

ーじまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 後期高齢の各保険の負担割合だとか図式があったと思うのですが、あれは当初予算の時の資料でしたか。決算には出ていないので全体把握するのにそういう図があれば理解しやすいなと思ったものですから。確認です。

○町民課長（五十嵐満美君） 委員おっしゃるとおり、予算の後期会計の最後に付いていまして、後期高齢者医療財政の仕組みということで図式だとこのことを言っているのだと思うのですが、これは予算書の説明資料に添付しております。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） ないようですので、これで令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和5年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。204ページから215ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 213ページに簡易水道施設実施設計委託料、484万円程あるのですが、浄水場の実施設計更新ということでありますけれども、令和5年度でこの実施設計というのは終了したのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 実施設計につきましては、浄水場の電気関係の実実施設計でございます。今回の浄水場の更新につきましては、この実施設計で終わっております。

○4番（高野俊和君） この実施設計で令和6年度にも1,400万円程予算載っていたと思えますけれども、この令和5年の実施設計とは別ですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この令和5年度の実績に関しましては浄水場です。令和6年度に関しましては、各町内に配水池、歌棄に配水池というものがあるのと、歌棄の送水ポンプ場というのが2箇所、そういった排水に絡む施設の実実施設計を今令和6年度やっております。ただ別物です。

○4番（高野俊和君） 令和5年度の電気関係の実実施設計というのは、令和5年で終了してしまっていて、次こっちの方に新しい実施設計の方に移って令和5年度で終わっているということですか。電気の方はそういうことですか。分かりました。

○5番（真貝政昭君） 積丹町、古平町、それから余市町、仁木町の水道料金の比較をしたことはありますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 直近のものは用意しておりませんが、数年前のものは押さえております。

○5番（真貝政昭君） 概略なのですが、古平を除く他の4町村は大体8トンの基本とすれば、大体同じ位の料金で古平町が100円高いという押さえ方をしているのですが、概略そのような押さえ方でよろしいでしょうか。

○委員長（山口明生君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長（山口明生君） 会議を再開します。

建設水道課長（高野龍治君） 今、私押さえている数値は令和3年度のものですけれども、この北後志で一番高いのは積丹町になります。積丹町で10立米当たり3,010円、古平町で10立米当たり2,860円、仁木町で10立米で2,460円、失礼しました。3番目に高いものが余市町でした。古平の次に余市町が高く10立米当たり2,636円、そして仁木町で先程言った2,460円です。赤井川に関しましては10立米当たり1,252円というふうに押さえております。

○5番（真貝政昭君） 今の数字を見ますと半島振興にはなっていないということですね。分かりました。

それと、現在の古平町内の消火栓の数、分かりますか。

建設水道課長（高野龍治君） これもちょっと古いデータなのですけれども、平成27年度末で94というふうに押さえております。それからほとんど増えてないのでこれからほとんど数字は変わっていないものと認識しております。94です。

○5番（真貝政昭君） 従来の消火栓は、GLからせいぜい腰位の高さなのですけれども、随分と1m50位ですか、のっぽの消火栓に変えられつつあるように思うのですけれども、あれは積雪対策なのでしょうか。それにしても、その更新も進んでいると思うのですけれども、94のうちどれ位の割合で改良されているのか分かりますか。

建設水道課長（高野龍治君） 更新の基数に関しましては、北後志消防組合の方から依頼を受けて、更新を5基程度毎年しております。なので、今現在どれだけ更新されているというのは今データを持ち合わせておりません。

○5番（真貝政昭君） それと以前伺ったことがあるのですけれども、町内の地下埋設の本管です。耐震性のある管の改修工事が進んでいないというふうに伺っているのですけれども、大体100%として何%が耐震化されているのか、または耐震化されていないのかというのが分かれば説明してください。

建設水道課長（高野龍治君） 水道管・排水管なのですけれども、導水管・排水管・送水管含めて5万メートル程度整備しております。そのうち耐震管となっているのが6,000メートルなので、12%程度ということでございます。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和5年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和5年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。232ページから241ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） 質疑ないようですので、これで令和5年度公共下水道事業特別会計歳入

歳出決算の質疑を終わります。

次に、令和5年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。258ページから269ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山口明生君) 質疑ないようですので、これで令和5年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

最後に、令和5年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。286ページから295ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番(真貝政昭君) 2件聞きます。1件目です。一般管理費になりますけれども、294ページ、295ページ、診療所利用料減免事業です。扶助費4万3,900円あります。掖済会時代から続いている低所得者向けの減免条項でないかと思うのですけれども、件数とか分かりますか。

○町立診療所事務長(細川武彦君) 令和5年度利用されている方は3件です。

○5番(真貝政昭君) 古平の診療所は、社団法人でもなく一般的な診療所なのですけれども、掖済会の社団法人時代の歴史を受け継いで恵尚会の時もそれを引き継いで低所得者向けの減免利用料の減免を続けていますけれども、宣伝はあまりされてないように思うのですけれどもやった方がいいと思うのですけれども、現状はどのような宣伝がされていますか。診療所内だけの宣伝なのか、それとも患者数を増やすために町広報で流すだとか、そういうような宣伝の仕方をしているのでしょうか。

○町立診療所事務長(細川武彦君) 現在は、特別町広報に載せていたりとかはしていません。診療所内に掲示している部分だけです。あと町のホームページにもちょっと確認はしてないのですけれども載っているかと思えます。今後そういう対象者がいれば、この場所で進めていくということは行っていますけれども、今後そういう対象者にこういう事業をやっているよというのでも検討していきたいと思えます。

○5番(真貝政昭君) 次の質問です。その下段の方になりますけれども、診療費のところで使用料及び賃借料になります。在宅酸素濃縮器借上料があります。この実態ですね。どのように酸素が必要な方に対してされているのか説明できればお願いします。

○保健福祉課長(和泉康子君) 在宅酸素の補助をしている関係もありまして、私の方から説明させていただきます。患者として診療所かかりまして在宅酸素が必要な方に、まず病院として治療器具として貸し出しますので、それを業者から使用料として病院が借り上げて、それを患者さんに使用させると。それはその分診療報酬の方で入ってきますので、ここでいう医材が薬であればその備品だと思っていただければ。病院が借りてそれを患者さんに貸与して治療をしてもらうという仕組みになっております。その分は診療報酬の方で入ってくると。

○5番(真貝政昭君) 以前、去年だったか、二、三年前だったかお聞きした時は、対象者は3名とかという数字があったと思えますけれども、現時点で人数というのは分かるのでしょうか。

○保健福祉課長(和泉康子君) ちょっと同一人物かどうか分かりませんが、古平町の方で在宅酸素の補助を出しているのは2名です。診療所の方でも、今事務長に確認したら2名というこ

とでした。

○5番（真貝政昭君） 対象患者に対しての助成というのが確かあったと思うのですが、電気代の助成になるのかな。その説明はできますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 在宅酸素の補助ですが、道の方でも1,000円、2,000円の補助ありまして、古平町の方では1日12時間以上在宅酸素の機械を使っている場合に1か月1,000円ということで、古平町の実績は12時間以上の方が2人いるということで、決算でも2万4,000円という決算額出ているかと思います。

○委員長（山口明生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山口明生君） これで質疑は全て終了いたしました。

これから令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（山口明生君） 起立多数です。

よって、本件は認定することに決定しました。

ただいま認定されました令和5年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（山口明生君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 2時54分